

ヒューマンサービス学会 役員選出規程

(趣旨)

第1条 会則第12条第5号に基づく役員の選出は、本規程に定めるところによる。

(役員の選出方法)

第2条 理事および監事は、正会員の選挙により選出するものとする。

2 理事長は、理事の互選により選出する。

3 副理事長は、理事の中から理事長が指名し、選出する。

(選挙の有権者)

第3条 役員の選挙において選挙資格を有する者は、選挙を行う年度までの会費を完納している正会員とする。

(選挙の被選挙権者)

第4条 役員の選挙において、被選挙権者の資格を有する者は、選挙を行う年度までの会費を完納している正会員であり、役員選挙公示期間に立候補の意を示したものとする。

(選挙管理委員会)

第5条 役員の選挙に関する業務を運営するため、選挙管理委員会を置き、次の業務を行わせる。

1. 有権者名簿の作成
 2. 役員の選挙に関する運営
 3. 選挙結果の理事会および通常総会への報告
- 2 選挙管理委員会は、3名程度で組織し、理事会とは別の組織とする。
- 3 選挙管理委員会の委員は、役員となることができない、

(選挙結果の会員への報告)

第6条 理事会は、選出された次期役員を本学会ホームページその他の方法で会員に報告する。

付則

本規程は、2024年11月16日から施行する。